監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見１	43	（ＡＰ１－１）ＢＣＰにおける策定チーム及び危機管理室の役割 大阪市地域防災アクションプラン策定チーム（以下、「策定チーム」という。）及び危機管理室は、ＡＰ１－１（業務継続体制並びに復旧体制の整備）に関して、各所属（部局・区）に対し、現実的な内容での職員参集予測を作成させるとともに、各所属が作成した業務詳細一覧及び職員参集予測を提出させ、その内容を確認した上で適宜フィードバックを行うべきである。	参集予測については、災害内容や当該職員の属性等に応じた現実的な予測に基づいて算出するよう改めて各所属に対して依頼するとともに、業務詳細一覧は、 ①当該必要人数が確保可能か、 ②確保可能な人数の範囲で処理できる業務の中で何を優先するか、 という観点から作成する形に改善してまいりたい。 これらの改善は災害種別に分けて複数年度にわたって進めることとし、想定災害ごとの研修会を通じて大阪市業務継続計画（ＢＣＰ２．０版）の考え方やポイントを念頭においた情報提供を行うとともに、各所属が作成した職員参集予測・業務詳細一覧の内容について危機管理室で精査を行い、不適切な箇所があれば訂正を求めることにより、各所属を支援してまいりたい。	見解	―
意見２	46	（ＡＰ１－１）有効なＢＣＰの策定（３Ｅの視点） 策定チーム及び危機管理室は、非常時優先業務がより現実的なものとなるよう、業務継続計画の検証、改訂を検討されたい。	ＢＣＰ２．０版では、大規模危機事象全般を対象とし、必要な非常時優先業務を特定することがポイントであるため、令和５年度は各所属に対して、参集率に応じてどれだけの業務ができるかの把握と、非常時優先業務がより現実的なものになるよう研修会を実施する。	見解	―
意見３	47	（ＡＰ１－１）ＢＣＰのための備蓄物資（３Ｅの視点） 策定チーム及び危機管理室は、大阪市業務継続計画における市職員用の備蓄物資について、宿泊で業務にあたる場合も考慮し、実際に業務を行う体制を担保できるような備蓄を進めるべきである。	職員備蓄については、令和２年度に、食料・飲料水・簡易トイレを確保したところである。保管場所の確保なども含めて今後は他都市の状況の調査等を検討してまいりたい。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見４	48	（ＡＰ１－２）受援シートの有効活用（政策の統合・調整の視点） 策定チーム及び危機管理室は、ＡＰ１－２（受援体制の整備）に関し、全所属に対して、受援シートを有効活用させるように更に指導を行うべきである。	各所属へは、令和５年度開催予定のＢＣＰ２．０版の研修会において、受援対象業務の選定、受援対象業務の業務マニュアルや受援シートの作成（新規・変更・更新）作業等の研修を実施し、その中で、受援シートを作成していない局へ働きかけを図ってまいりたい。	見解	―
意見８	51	（ＡＰ１－１）有効なＢＣＰの策定（３Ｅの視点） ②策定チームは、可能な限り具体的かつ現実的に起こり得る事象を取り込んで参集予測を立てるように、指導されたい。	まずは各所属において発災の実態に即した現実的な参集予測を検討する必要があり、危機管理室においては、研修会を通じて各所属に大阪市業務継続計画（ＢＣＰ２.０版）の考え方やポイントを念頭においた情報提供を行うなど、各所属を支援してまいりたい。	見解	―
意見10	53	（ＡＰ２－１）防災情報システムの不具合（３Ｅの視点） 危機管理室は、令和４年９月２日に実施された「総合防災訓練（災害対策本部設置・運営訓練）」において、防災情報システムが適切に動作しなかった事象に関し、現時点で可能な限りの適切な対処がなされたと判断できるが、今後も、サービス提供事業者に適切な指導等を行い、より参加率の高い高負荷テスト訓練の実施も含め、再発防止に向けた適切な措置を講じるべきである。	今後も再発防止に向けて、サービス提供事業者に対しては定例の稼働報告会等を通じて適宜必要な指導を行い、また、毎年実施する総合震災訓練及び総合防災訓練や毎月実施する通信訓練の機会を捉えて負荷をかけ、システムの安定稼働を継続的に確認していく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見15	60	（ＡＰ４）三師会との連携強化（３Ｅの視点） ②策定チーム及び危機管理室は、各区と三師会の災害時の医療体制が具体化されるように、各区に助言をされたい。	大阪市地域防災計画において、「区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得るため、事前の調整を行う」とされている。 各区が具体化していくに当たり相談があれば健康局と連携し応じていく。	見解	―
意見16	61	（ＡＰ６－２）巡回健康相談体制のあり方の整理（政策の統合・調整の視点） 策定チーム及び危機管理室は、巡回健康相談に関する体制整備のあり方を整理の上、各区に助言をされたい。	「大阪市地域防災計画」において、「区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する（抜粋）。」とされている。 各区が具体化していくに当たり相談があれば健康局と連携し応じていく。	見解	―
意見18	65	（ＡＰ７－１）福祉避難所の充足率の公表（市民への情報伝達の視点） ①策定チーム及び各区は、福祉避難所の充足率を把握されたい。 ②策定チーム及び各区は、福祉避難施設数が大幅に不足していることを市民に告知した上で、要配慮者についても一般の避難所内での避難又は自宅避難の必要性があることを事前に告知されたい。	①福祉避難所は、あくまでも二次避難所であり、発災時に一次避難所（災害時避難所）において福祉避難所へ避難する必要のある方をトリアージすることから、事前にその人数は分からず充足率を把握することは困難である。 ②本市としては、要配慮者に限らず避難者には自宅での居住の継続ができる状況であれば自宅避難を推奨し、自宅避難が困難な方は躊躇なく災害時避難所に来ていただくことを市民に周知している。引き続き、市民への啓発に努めていく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見19	66	（ＡＰ７－１）福祉避難所開設・運営訓練の実施（ＰＤＣＡの視点） ②策定チームは、各区に対して、福祉避難所開設・運営訓練を定期的に実施するよう助言されたい。	引き続き、福祉避難所と連携した訓練事例の共有など、有意義な訓練の実施に繋がるよう支援していく。	見解	―
意見20	67	（ＡＰ７－２）個別施策シートの目標値、実績値の記載方法（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ７－２（福祉避難所に関するマニュアルの見直し）に関する個別施策シートにおいて、実績値についても当該年度に行った措置を具体的に記載し、目標に対する進捗評価の根拠を明らかにするべきである。	個別施策シートにおいて、目標に対する進捗評価の根拠を明らかにできるよう記載方法について検討していく。	見解	―
意見21	70	（ＡＰ９－２）進捗管理指標に即した目標値設定の必要性（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ９－２（地域防災における男女共同参加の視点を踏まえた取組の推進）に関する個別施策シートについて、アクションプランの目的に即した目標値を設定し、効果のある活動を行うべきである。	個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値の設定を検討していく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見23	74	（ＡＰ９－３）地区防災計画の利便性（市民への情報伝達の視点） ②策定チーム及び危機管理室は、市民にとって利便性の良い地区防災計画の情報を他の区に共有し、市全体で地区防災計画の利便性が向上するように働きかけられたい。	地区防災計画の利便性が向上するように各区で情報共有するなどの仕組み作りを検討していく。	見解	―
意見24	74	（ＡＰ９－３）地区防災計画の内容（市民への情報伝達の視点） ②危機管理室は、各区の地区防災計画の内容がその趣旨に沿った適切な内容となっているかを確認し、適切に助言されたい。	地区防災計画については、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成するとされており、よって危機管理室として各区に対し何を記載すべきかを示すものではないと考えているが、各区に対し災害対策基本法に記載されている例示内容（防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援）を助言していく。	見解	―
意見25	77	（ＡＰ10－２）進捗評価の誤り（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ10－２（避難行動要支援者への避難支援体制の整備）に関して、個別施策シートにおいて適切な進捗評価を行うべきである。	令和２年度については、取組結果をプロジェクトチームで検討するための災害時における具体的取り組みを整理したことをもって、進捗評価を「①計画通りに進んでいる／取組が完了した」としていたが、実際にはプロジェクトチームが開催されなかったことから、今後は具体的な取組実績を踏まえて適切な進捗評価を行うよう努めていく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見26	77	（ＡＰ10－３）適切な目標値の設定（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ10－３（自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進）に関する個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値を設定し、効果のある活動を行うべきである。	個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値の設定を検討していく。	見解	―
意見27	78	（ＡＰ10－３）個別避難計画の策定（合規性の視点） ②危機管理室は、関係部局と連携の上、各区が適切な時期までに個別避難計画の策定を完了できるように、スケジュールの策定や進捗状況への助言をされたい。	現在各区長のマネジメントのもと各区が主体となって取り組んでおり、危機管理室も区長会議と連携しながら進捗状況の共有など、現に支援をしていることから、引き続き、積極的に助言等を行っていく。	見解	―
意見28	79	（ＡＰ10－４）要配慮者施設の登録率（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ10－４（避難行動要支援者に対する情報発信体制整備）に関し、「要配慮者施設・地下施設メール配信システム」の登録率を把握し、個別施策シートの進捗管理指標とすべきである。	目標値を数値化していくために対象施設の把握の仕方等を検討していく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見29	82	避難施設の整備・拡充に関する周知（市民に対する情報伝達の視点） ①危機管理室は、避難施設の状況について、常に最新の情報が分かりやすく市民に周知され、迅速な避難行動につながるよう努められたい。	避難施設の情報については、本市ＨＰや区が作成する防災マップのほか、「マップナビおおさか」や「大阪市防災アプリ」等に最新の情報を掲載し、周知を図っている。 本アクションは「確保・整備・拡充」に関する取組を取りまとめたものであり、今回意見のあった「市民等へ周知徹底を図る」の文言については本アクションに適さないため表現を改める。	見解	―
意見32	84	（ＡＰ12－３）避難路を担う都市計画道路の整備に関する情報提供（ＰＤＣＡ／市民に対する情報伝達の視点） 建設局においては、個別施策シートに必須施策として記載した避難路を担う都市計画道路の整備状況について、路線ごとの整備状況を具体的に記載されたい。また、危機管理室は建設局と連携して、市民に対し、整備未了の期間における代替の避難路などの情報を提供されたい。	各広域避難場所へ通じる避難路については指定済みであり、整備期間中の都市計画道路は避難路でなく、そのため代替はない。 本件の取組は、都市計画道路の整備が完了したものを避難路として「拡充」するものであり、都市計画道路の整備完了後、建設局と連携し市民へ周知していく。	見解	―
意見33	86	（ＡＰ13－１）防災訓練時のラジオの活用（市民に対する情報伝達の視点） 危機管理室は、ＡＰ13－１（災害時の市民等への広報体制の整備・充実）に関し、危機管理室が定期的に行っている適宜の防災訓練において、ラジオ放送局に対し、訓練放送を行うよう積極的に働きかけ、発災時にラジオによる市民への情報伝達の有効性も確認しておくべきである。	ラジオ放送局に対して発災時の手順の確認を行うなど、災害時に円滑に市民への情報伝達が行われるよう取り組む。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見34	88	（ＡＰ14－２）防災訓練の充実（ＰＤＣＡの視点） ②策定チームは、各区の防災訓練の内容が、最低限必要な内容を満たすように適切な助言をされたい。	ボランティアセンターと連携した訓練を含め、各区での避難所開設訓練等については、区長マネージメントにおいて、地域の特性を生かした訓練を行うこととしている。 各区の訓練内容を情報共有しているが、さらに訓練内容について各区との意見交換を実施するなど支援していく。	見解	―
意見36	92	（ＡＰ16－１）緊急交通路を担う都市計画道路の整備状況に関する情報提供（ＰＤＣＡ／市民に対する情報伝達の視点） 建設局においては、個別施策シートに必須施策として記載した緊急交通路を担う都市計画道路の整備状況について、路線ごとの整備状況を具体的に記載されたい。また、危機管理室は建設局と連携して、災害時に災害応急対策活動を担う関係機関に対し、整備未了の期間における代替路などの情報を提供されたい。	緊急交通路については大阪府において選定済みであり、整備期間中の都市計画道路は緊急交通路でなく、そのため代替はない。 本件の取組は、都市計画道路の整備が完了したものを緊急交通路として「拡充」するものであり、都市計画道路の整備完了後、建設局と連携し関係機関に情報提供していく。	見解	―
意見41	101	（ＡＰ21－１）安全確認カルテの作成支援（政策の統合・調整の視点） ①関係所属は安全確認カルテの作成を進められたい。 ②危機管理室は、関係所属の安全確認カルテの作成について、都市整備局と連携して、より有効な支援を行われたい。	②施設管理者が参加する会議等において、作成の支援となる情報提供や作成に当たり課題となっている事項等を聞き取りながら、都市整備局とも連携し、より有効な支援のあり方を検討していく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見47	113	（ＡＰ23－１）対象河川の明示及び適切な目標値による取組継続（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ23－１（的確な避難勧告等の実施・伝達）に関し、取組対象となる河川を明示し、洪水浸水想定区域がハザードマップに反映されていない河川の数に基づき目標を設定するなど、より具体的な数値等により進捗管理を行うべきである。	現時点で洪水浸水想定区域が指定された河川については、避難情報発令基準の見直しが完了している。 今後、河川管理者による洪水浸水想定区域の指定・見直しの動向を踏まえ、アクションプランの取扱いについて整理していく。	見解	―
意見50	120	（ＡＰ25－１）事業者の報告義務等、市主導の対策（３Ｅの視点） 危機管理室は、ＡＰ25－１（事業者の報告義務等、市主導の対策）に関し、事業者に対し、あらかじめ大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針や安全に帰宅させるための方針等を定めるよう求めるとともに、帰宅困難者対策の実施状況をヒアリング等により把握するなど、より積極的に帰宅困難者対策の確立を推進できる方策を検討すべきである。	市内全事業者に対する帰宅困難者対策の実施状況を把握することは困難であるため、現実的な対応として、多数の帰宅困難者が発生すると想定される、主要ターミナル駅周辺の「帰宅困難者対策協議会」の会員事業者を対象に、毎年、実施状況をヒアリングしている。 また、同事業者を対象にセミナーを開催し、東京の事業者に講師となって頂いて従業員の施設内待機等の実例紹介をしていただくなど、普及啓発をしており、今後も継続していく。	見解	―
意見51	121	（ＡＰ25－１）市による適切な費用・責任負担（政策の統合・調整の観点） 危機管理室は、ＡＰ25－１（事業者の報告義務等、市主導の対策）に関し、一時滞在施設の確保に際して積極的に費用負担を行い、予想される一時滞在場所を必要とする帰宅困難者数に見合う一時滞在施設の確保を実現するべきである。	災害救助法において、一時滞在施設の確保に関する備蓄品等の費用負担について定められていないため、府・市連携して、国に対して引き続き災害救助法の適用を求めていくとともに、費用負担のあり方についても検討し、一時滞在施設を確保していく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見52	123	（ＡＰ25－２）進捗管理指標の改善（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ25－２（ターミナル駅周辺の企業・事業所等に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援を求めるなど、帰宅困難者を支援できる環境づくりの検討）に関する個別施策シートにおいて、個別施策に即した進捗管理指標を設定するべきである。	一時滞在施設の確保目標人数を具体的に記載するなど、明確な進捗管理指標の設定をしていく。	見解	―
意見53	125	（ＡＰ25－２）進捗状況の管理（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、必要十分な一時滞在スペースが確保できるように、数値目標も定めつつ適切に管理されたい。	一時滞在施設の確保目標人数を具体的に記載するなど、明確な進捗管理指標を設定し、適切に進捗を管理していく。	見解	―
意見55	131	（ＡＰ26－３）進捗管理指標及び目標値の内容（ＰＤＣＡの視点） 経済戦略局及び危機管理室は、本アクションに基づく取組について、より具体的な進捗管理指標及び目標値を設定されたい。	取組成果は協定締結数としており、進捗管理指標の記載については経済戦略局と調整していく。	見解	―
意見57	134	（ＡＰ28）「自助」の考え方の啓発（市民に対する情報伝達の視点）（結論） 危機管理室は、ＡＰ28（防災意識の啓発）に関連し、市民に対し、「自助」の考え方の啓発に努めるべきである。	令和４年度において市民防災マニュアルに、新たに家庭内での防災対策の項目を追加したところであり、引き続き、市民に対し自助の考え方の啓発に努めていく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見58	136	（ＡＰ28－１、２）進捗管理指標の改善（ＰＤＣＡの視点） 危機管理室は、ＡＰ28－１（防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施）及びＡＰ28－２（必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善）に関する個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値を設定し、効果のある活動を行うべきである。	個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値の設定を検討していく。	見解	―
意見59	136	（ＡＰ28－１）進捗管理指標の改善（ＰＤＣＡの視点） ②策定チームは、各区による進捗管理指標と目標値の設定が適切であるかを検討の上、情報共有をするなどし、適切な指標や目標を設定するように助言されたい。	令和元年度に地域防災計画を修正し、各所属の「役割」をより明確にした。 その役割をもとに地域防災アクションプランをVer.2.0としてバージョンアップし、各所属が各課題に対処してきた。 各所属の取組に滞り等があれば、危機管理室が当該所属に対し適宜助言を行っていく。	見解	―
意見60	137	（ＡＰ28－２）防災マニュアルの積極的な配布（市民に対する情報伝達の視点） 危機管理室は、ＡＰ28－２（必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善）に関し、市民が容易に市民防災マニュアルを入手できる環境を整え、積極的に配布するとともに、市民情報プラザなどの関連部局に対しても、積極的な配布を求めるべきである。	市民防災マニュアルについては、区役所等に配架するとともに大量部数の配布依頼があれば在庫数を踏まえた上で対応している。また市民情報プラザについても積極的な配布を依頼し、既に見本誌を置くなどの対策を講じている。引き続き、積極的な配布を行っていく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見61	138	（ＡＰ28－２）効果的な情報発信のためのノウハウ集積・新規の啓発方法の検討（市民に対する情報伝達の視点） 危機管理室は、ＡＰ28－２（必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善）に関し、既存の啓発内容の確認・改善に終始することなく、常に防災意識向上に効果的な手法で、より実効性のあるタイミングで啓発活動を行うことを目標に含めるべきである。	危機管理室ではこれまでもハザードマップ、市民防災マニュアル、大阪市ホームページ、防災アプリ等により防災に関する啓発を行っており、今後ともより効果的で実効性のある啓発活動を検討していく。	見解	―
意見62	138	（ＡＰ28－２）市ホームページの利便性の向上（市民に対する情報伝達の視点） 危機管理室は、ＡＰ28－２（必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善）に関し、市のホームページのトップページに、バナーを設置する等、防災関連情報へのアクセスを容易にする工夫をされたい。	防災関連情報が掲載されたホームページが、より利用しやすくなるようホームページを管理している政策企画室と引き続き検討していく。	見解	―
意見72	163	（ＡＰ45－１）仮収容所の選定（政策の統合・調整の視点） ②策定チーム及び危機管理室は、仮収容所の選定が完了していない区に対して、他の区との調整を行うなどし、早急に選定が完了するように積極的にサポートをされたい。	遺体仮収容所の選定が完了していない区に対して、早急に選定が完了するよう積極的にサポートしていく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見75	170	ＡＰにおける財政的視点の必要性（３Ｅの視点） 監査対象とした所属のみならず、アクションプランを実行する各所属においてコスト意識を踏まえたアクションプランの進捗管理が必要である。	予算については、各所属において所属長マネジメントのもと、必要な予算を計上し、予算編成の中で関係局との協議を経て承認されているものであり、事業執行においても、各所属長のマネジメントにより効率的になされていると認識している。そういったことを前提として、危機管理室においてアクションプランの取組みの進捗管理を行っている。	見解	―
意見76	170	ＡＰにおける策定チーム及び危機管理室の統括的役割 策定チーム及び危機管理室は、大阪市地域防災アクションプランVer.2.0において、各取組所属（担当部署）に対し適切な進捗管理指標を設定するように助言し、アクションプランにおけるＰＤＣＡのサイクルを有効化するよう努めるべきである。	令和元年度に地域防災計画を修正し、各所属の「役割」をより明確にした。その役割をもとに地域防災アクションプランをVer.2.0としてバージョンアップし、各所属が各課題に対処してきた。 各所属の取組に滞り等があれば、危機管理室が当該所属に対し適宜助言を行っていく。	見解	―
指摘２	171	適切な個別施策シートの確認と助言 ②策定チーム及び危機管理室は、各区の個別施策がアクションプランを策定する際に意図した内容に沿っているか、個別施策シートにおける進捗管理の内容が適切かを精査した上で、各区に適切に助言をされたい。	令和元年度に地域防災計画を修正し、各所属の「役割」をより明確にした。その役割をもとに地域防災アクションプランをVer.2.0としてバージョンアップし、各所属が各課題に対処してきた。 目標値の設定については、各区の地域事情等を鑑みて所属長マネジメントにおいて設定されている。各区が作成した個別施策シートを危機管理室が内容を確認・精査し、適宜必要な助言を行っていく。 令和５年５月２日付で照会した令和４年度の進捗評価の際に取り組んだ内容の詳細の記載を求め事務局として取組内容の把握を行うとともに、進捗評価が評価基準にのっとっているかを確認した。 また、全区が取り組むアクションを対象に、目標において必ず取り組む項目や取り組む最低回数を設け、可能な限り統一化を図れるよう、８月28日の区長会議（くらし・安全・防災部会）に諮った上で、事務局として各区が作成した個別施策シートの記載内容について精査し意見、助言を行った。	措置済	令和５年10月５日

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見77	177	目標値の数値化の徹底 ①全所属は、個別施策の進捗評価について、取組結果や目標値の数値化が可能なものについては可能な限り数値化した目標値を設定されたい。 ②策定チームは、全所属が個別施策の進捗評価について、取組結果や目標値の数値化が可能なものについては可能な限り数値化した目標値を設定するように助言されたい。	①取組み結果や目標値の数値化については、可能な限り設定していく。 ②令和元年度に地域防災計画を修正し、各所属の「役割」をより明確にした。その役割をもとに地域防災アクションプランをVer.2.0としてバージョンアップし、各所属が各課題に対処してきた。目標値の設定については、各所属の地域事情等を鑑みて所属長マネジメントにおいて設定されている。危機管理室が当該所属に対し適宜必要な助言を行っていく。	見解	―
意見78	177	ＡＰの個別施策シートの「進捗評価」の利用（ＰＤＣＡの視点） 全所属は、ＡＰ個別施策シートの「目標に対する進捗評価」がＣ（60%未満）である施策に関して、次年度以降の対処方法を明確に定められたい。また、策定チーム及び危機管理室は、当該施策に関する全所属に対し、対処を助言することにより、アクションプランにおけるＰＤＣＡのサイクルを有効化するように努めるべきである。	令和２年度において進捗評価Ｃの施策はあったものの（１件）、令和４年度現在課題は解消され、設定した目標のとおり進捗が図れている。 令和元年度に地域防災計画を修正し、各所属の「役割」をより明確にした。その役割をもとに地域防災アクションプランをVer.2.0としてバージョンアップし、各所属が各課題に対処してきた。 各所属の取組に滞り等があれば、危機管理室が当該所属に対し適宜助言を行っていく。	見解	―
意見79	177	ＡＰ個別施策シートの「進捗評価」のあり方（ＰＤＣＡの視点） 策定チーム及び危機管理室は、ＡＰ個別施策シートにおける「個別施策の進捗評価」と「目標に対する進捗評価」の概念を整理し、進捗評価のあり方を明瞭にすべきである。	「個別施策の進捗評価」と「目標に対する進捗評価」の概念を整理し、進捗評価のあり方を整理していく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
指摘４	180	磁気データファイルの保管場所に関する検査の履行（合規性の視点） 危機管理室は、大阪市が令和３年４月５日に締結した「業務委託契約書（磁気テープファイル等の保管および集配業務委託・長期契約）」に関し、環境仕様書として記載されている立地や保管設備に関する制限が遵守されているかについて速やかに書面もしくは実地調査によって確認を行うべきである。また、本件は複数部局の合併入札による各局契約であるため、大阪市全体として、同様の契約を締結している他部局とも連携して、合理的な確認を行うことを検討すべきである。	令和５年１月19日に危機管理室職員による現地確認を実施し、仕様書記載の内容が遵守されている旨の確認を行った。 また、従来合併入札であったところ、入札方法の見直しを行い、次期業者の調達・契約をデジタル統括室が取りまとめて実施し、保管条件等の確認業務を集約することで合理化を図り、今後は書面による確認を行うこととした。 なお、これらの内容については、デジタル統括室より関係部局に対して周知が行われた。	措置済	令和６年８月21日
指摘５	181	再委託に関する制限（合規性の視点） 危機管理室は、物品借入契約の場合は再委託を予定するような条項を契約書に記載するべきではない。もし何らかの事情により再委託に関する条項を契約書の中に記載する場合は、再委託について大阪市のコントロールが及ぶように条項を記載すべきである。	当該契約は、物品借入契約であり、再委託を予定するような契約ではないため、今後は記載を削除する。	措置済	令和５年４月１日
指摘６	182	暴力団排除誓約書の取得（合規性の視点） 危機管理室及び契約管財局は、請負契約や物品借入契約の相手方に対して、委託契約の金額が500万円未満であっても、相手方から暴力団排除誓約書（以下、「暴排誓約書」という。）を大阪市に提出させる運用を行うべきである。また局長等が提出を必要ないと判断する場合には、局ごとに基準を明確に開示させるべきである。	契約管財局において、令和５年４月１日付けで大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を改正し、誓約書については、金額の多寡にかかわらず全件徴収する方向で進めており、６月１日以後に発注する案件から適用される予定となっている。 危機管理室においては、４月１日以降の契約案件について、契約相手方から暴力団排除誓約書を全件徴収する。	措置済	令和５年４月１日

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見80	182	備蓄物資の保管（３Ｅの視点） 危機管理室は、市の管理する８か所の備蓄倉庫に関し、発災時に備蓄物資が迅速かつ機能的に運び出せる設備が整っているのか確認した上で、機能的な設備の拡充に努めるべきである。	備蓄倉庫の機能的な設備の拡充に向けて、備蓄倉庫の改修等の検討に努めていく。	見解	―
意見81	184	備蓄品配備基準の見直し 危機管理室は、各区の実情に応じて、災害時備蓄品の予算配分の基準を見直されたい。	備蓄計画に基づき、全市的に必要なものは危機管理室で購入し、それ以外は各区の裁量予算で必要なものを区長マネジメントの元、購入決定している。 今後とも各区と意見交換し全市的に必要と判断したものについては危機管理室で一括購入するなど、適切な備蓄品管理に努めていく。	見解	―
意見82	188	備蓄食料の多様化（多様性・要配慮者への合理的配慮の視点） 危機管理室は、食料の備蓄に関しては、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、アルファ米、ビスケット以外にもレトルト食品を備蓄することのほか、文化・宗教上の理由による食事への配慮も踏まえて、備蓄食品の多様化を検討すべきである。	備蓄食については、引き続き文化・宗教上の理由による食事への配慮等も踏まえて多様化の検討を進めていく。	見解	―

監査結果に関する措置状況報告書

令和４年度包括外部監査（「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証）

所　管　所　属：危機管理室

通　　知　　日：令和６年11月８日

監査結果No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
意見83	192	簡易トイレの充実（多様性・要配慮者への合理的配慮の視点） 危機管理室及び環境局は、連携して、避難所生活の質の向上のため、今後も簡易トイレの備蓄の充実に努めるべきである。また、その際、高齢者・障がい者のニーズに合わせ、バリアフリートイレの備蓄の拡充も行うべきである。	簡易トイレの備蓄について、高齢者・障がい者のニーズも含め環境局が取り組む大規模災害時のし尿処理能力や仮設トイレの避難所への設置計画と連携を図り取り組んでいく。	見解	―
意見84	193	（災害援護資金貸付金出納管理業務）債権放棄の検討（３Ｅの視点） 危機管理室は、「災害援護資金貸付金出納管理業務」に関し、債権放棄、免除等による整理を積極的に検討する、会計年度任用職員の人数を減らす等により、未収金の額及び回収可能性に対して過大な債権回収費用を負担することのないよう努めるべきである。	令和５年２月市会において保証債権の債権放棄を行った。保証債権を放棄することにより、借受人本人のみで免除判定を行うなど、債権の整理を進めている。会計年度任用職員については令和５年度は１名の雇用に減らし、債権回収にかかる費用の削減に努める。	見解	―
意見85	193	（小災害対策等）債務免除による国への償還免除（３Ｅの視点） 危機管理室は、小災害対策等事業における災害援護資金貸付金にかかる未収金の回収に関し、災害弔慰金の支給等に関する法律第14条に沿って、迅速に債務免除の手続きを進めることで、国への償還免除を受けるべきである。	保証債権の放棄後、災害弔慰金の支給等に関する法律で定められている免除要件に該当する者を全件確認し、該当する者は免除手続を進め、国への償還額の免除を受ける。	見解	―